4　国際保健福祉交渉官は、命を受けて、国際保健福祉分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際保健福祉分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

5　（略）

（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）

第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十八人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2～9　（略）

（国際保健・協力室及び国際労働・協力室並びに国際企画・戦略官）

第五条　国際課に、国際保健・協力室及び国際労働・協力室並びに国際企画・戦略官一人を置く。

2～6　（略）

（削る）

（医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官）

第六条　厚生科学課に、医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官一人を置く。

2　医療イノベーション推進室は、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　医療イノベーション推進室に、室長を置く。

4～6　（略）

（新設）

4　（略）

（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）

第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十七人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2～9　（略）

（国際保健・協力室及び国際労働・協力室並びに国際企画・戦略官及び国際保健企画官）

第五条　国際課に、国際保健・協力室及び国際労働・協力室並びに国際企画・戦略官及び国際保健企画官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　国際保健企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務のうち保健に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官及び医療イノベーション企画官）

第六条　厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官及び医療イノベーション企画官それぞれ一人を置く。

（新設）

2～4　（略）

（削る）

第十二条　削除

（介護保険指導室）

第六十六条　総務課に、介護保険指導室を置く。

（削る）

（削る）

2～6　（略）

（認知症総合戦略企画官）

第六十六条の二　認知症施策・地域介護推進課に認知症総合戦略企画官一人を置く。

2　認知症総合戦略企画官は、命を受けて、認知症施策・地域介護推進課の所掌事務のうち認知症の総合的な戦略に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企

5　医療イノベーション企画官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

（医師確保等地域医療対策室）

第十二条　地域医療計画課に、医師確保等地域医療対策室を置く。

2　医師確保等地域医療対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域における保健医療に係る計画に関すること。

二　前号の計画に関する医師の派遣に関すること。

3　医師確保等地域医療対策室に、室長を置く。

（認知症施策推進室及び介護保険指導室）

第六十六条　総務課に、認知症施策推進室及び介護保険指導室を置く。

2　認知症施策推進室は、介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　認知症施策推進室に、室長を置く。

4～8　（略）

（新設）

（調査官、訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、調査官一人、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリ